

「青森市空家等対策計画（第2期）（素案）」及び「青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例骨子案」に対する意見募集の結果について

「青森市空家等対策計画（第2期）（素案）」及び「青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例骨子案」に対する意見募集に対し、ご協力いただき誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間

令和6年6月17日（月）から令和6年7月16日（火）まで

2 意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市都市整備部住宅まちづくり課（駅前庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

ご意見はありませんでした。

4 「青森市空家等対策計画（第2期）」及び「青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例案骨子」の公表

「青森市空家等対策計画（第2期）」及び「青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例案骨子」につきましては、市のホームページに掲載するほか、青森市都市整備部住宅まちづくり課（駅前庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館でご覧いただけます。

なお、縦覧期間については、

「青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例案骨子」

令和6年9月2日（月）から令和6年10月1日（火）まで

「青森市空家等対策計画（第2期）」

令和6年10月1日（火）から令和6年10月31日（木）まで

となっておりますが、市のホームページでは随時ご覧いただけます。

（公表資料）

- 青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例骨子案
- 青森市空家等対策計画（第2期）【概要版】
- 青森市空家等対策計画（第2期）

5 お問い合わせ先

青森市都市整備部住宅まちづくり課 電話 017-734-2385